

都型学童クラブ事業実施要綱

[制定] 平成22年6月16日

22福保子家第222号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に定める放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）の一層のサービス向上のため、都型学童クラブ事業の実施に当たっての必要な事項を定め、もって放課後児童の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「都型学童クラブ事業」とは、次条、第4条及び第6条に定める要件を満たすと知事が認めるものであって、区市町村がその運営費の補助を行うものをいう。

2 この要綱において、「都型学童クラブ」とは、前項に定める都型学童クラブ事業により運営される学童クラブをいう。

3 この要綱において、「登録児童」とは、都型学童クラブを利用するために登録している、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年から3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する以下の児童も加えることができる。

① 小学校4年生以上の児童

② 特別支援学校の小学部の児童

4 この要綱において、「生活スペース」とは、都型学童クラブ事業を実施する建物内で、児童が遊び、活動し、静養するスペース（ただし、廊下や台所・便所などは除く。）をいう。

第2章 都型学童クラブ事業

(運営主体)

第3条 都型学童クラブの運営主体は、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人その他の者であって、区市町村が適当と認めたものとする。

(都型学童クラブの要件)

第4条 都型学童クラブ事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

① 生活スペースにおいて、登録児童1人当たり1.65㎡以上の有効面積を確保すること。

- ② 常時2人以上の放課後児童指導員を配置することとし、そのうち少なくとも1人は児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第1項に定める児童の遊びを指導する者に準じ、同条第2項各号のいずれかに該当する者（以下「保育士、小学校等の教諭となる資格を有する者等」という。）であること。

なお、1日のうち放課後児童指導員が交代制をとる場合は、十分な引継ぎ時間を確保するよう努めること。

- ③ 放課後児童指導員のうち1人は、常勤かつ保育士、小学校等の教諭となる資格を有する者等であること。

- ④ 登録児童数は10人以上70人以下とすること。

なお、40人程度とすることが望ましいものであること。

- ⑤ 日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所すること。ただし、開所日の前日までに当該開所日における利用希望児童がいないことが明らかになっている場合は、この限りでない。この場合において、都型学童クラブの運営主体は、急な利用申込みに対応できる体制を確保しなければならない。

- ⑥ 平日にあつては午後7時以降まで、また、土曜日、長期休暇期間その他の学校休業日にあつては午前8時から午後7時以降まで（以下この号において「基本開所時間」という。）開所すること。ただし、当該開所日における利用希望児童がいないことが明らかになっている場合はこの限りでない。この場合において、都型学童クラブの運営主体は、急な利用申込みに対応できる体制を確保しなければならない。

なお、基本開所時間を超える開所時間の制限については、区市町村長がその地域の実情に応じて定めることができる。

- ⑦ 運営主体は、事業の実施に当たり、児童の安全確保について特段の配慮を行うこと。

- ⑧ 事業は、一年を通じて実施すること。ただし、年度の途中で新たに事業を開始する場合にあつては、事業を開始した月以降、年度末まで引き続き事業を実施すること。

（経費の補助）

第5条 事業の実施に必要な経費は、別に定める補助要綱により予算の範囲内で補助するものとする。

第3章 雑則

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。